

フードバンクを通じたこども食堂緊急支援業務
企画提案競技実施要領

1 業務の目的

物価高騰の影響を受けているこども食堂の運営を支援するため、食材を調達し、県内で広域的に活動しているフードバンク等に配送することについて企画提案を募り、企画提案競技に参加した事業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

2 委託内容

別添「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4 契約上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税額含む。）

※ 委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 応募資格

宮崎県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- （3）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （4）県税に未納がない者
- （5）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- （6）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| （1） 実施公告 | 令和7年10月 8日（水） |
| （2） 質問票受付期限 | 令和7年10月15日（水） |
| （3） 参加申込期限 | 令和7年10月17日（金） |
| （4） 企画提案書等提出期限 | 令和7年10月24日（金） |
| （5） 審査結果通知 | 令和7年10月30日（木） 予定 |

7 企画提案競技について

(1) 質問票（別紙1）の提出

- ア 提出期限：令和7年10月15日（水）午後5時（必着）
- イ 提出先：本要領「8 問合せ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- エ 回答：回答は、原則として、質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。また、必要があれば、参加申込者の全員に電子メールで送付することとする。

(2) 参加申込書（別紙2）の提出

- ア 提出期限：令和7年10月17日（金）午後5時（必着）
- イ 提出先：本要領「8 問合せ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

(3) 企画書等の提出

ア 提出書類及び部数

① 企画提案書：5部（正本1部、副本4部）

様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。

なお、提案は、1者1案とする。

② 企画提案競技参加団体の概要：1部

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(ア) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

(イ) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））

③ 誓約書（別紙3）：1部

④ 見積書（別紙4）：1部

⑤ 県税の納税証明書（未納がないことの証明）：原本1部

⑥ その他の書類（任意）：各1部

(ア) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料：1部

(イ) 類似業務の履行実績（直近2年以内）：1部

イ 提出期限：令和7年10月24日（金）午後5時（必着）

ウ 提出先：本要領「8 問合せ及び書類提出先」宛

エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合であっても令和7年10月24日（金）午後5時必着とする。）

(4) 審査方法

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案書から最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が1者の場合、審査の結果総合計点240点以上であれば、委託業者として決定する。

(5) 審査基準

審査は別に定める審査要領に基づき行うこととし、業務実施方針、事業の運営、スケジュール、事務処理方針、経済性の計5項目を審査項目（詳細は「フードバンクを通じたことも食堂緊急支援業務委託審査基準書」のとおり）とする。

(6) 審査結果の通知

令和7年10月30日（木）頃に受託者を決定し参加者に通知する。

(7) 契約の締結等

ア 上記（4）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者と本委託業務の契約の手続きを行う。

イ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

ウ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

エ 契約結果（契約案件名、契約の相手となった者の名称、得点、参加者数）については公表する。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の期限及び場所に提案書を提出しないとき

ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき

オ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) 著作権

ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。

イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(10) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

エ 選定結果の異議申立ては認められない。

8 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

家庭福祉・青少年育成担当 佐藤

電 話 0985-26-7041

F A X 0985-26-3416

電子メール kodomo-katei@pref.miyazaki.lg.jp